

“ペット供養”裁判と お寺さんの衝撃

少子化傾向が進み、ペット動物を家族と同様の愛情を注ぐ対象と考え、その死亡の際には空虚感を埋め、精神的なやすしを求める風潮が強くなっています。そして、ペット専用の葬儀や動物霊園を取り扱う事業者が増加し、専門情報誌も発刊され、ペット葬祭業への一般的な関心の高まりが見られます。

現在、ペット専用の葬儀社は全国で6千ないし8千社あるといわれ、その事業主体は、仏教寺院だけでなく、倉庫業、運送業、不動産会社、石材店、動物病院などの民間業者にも広く及んでいます。

そんなときに、宗教法人のペット葬祭業が非課税で一般業者が課税というのはお

かしいではないか、という裁判があり、平成17年3月に出た判決は宗教法人への課税を支持しました。

年間2千件程度のペット葬祭の依頼を受けている原告宗教法人側は、①人に対する供養はもちろんペットの供養も僧侶が行うことにこそ価値があり、ペットの供養と人の供養とは異ならない、②非課税とされる針供養や人形供養との比較からもペット葬祭を収益事業として取り扱うことは許されない、③もともと宗教法人等が本来の公益事業として行ってきた行為について、一般事業者がビジネスチャンスと見て参入した場合に課税対象とするというのは不当である、と主張しました。

しかし、一般事業者が利益の獲得を目的として行っている事業と同じ類型の事業から生じた収益に対しては、公益法人といえども税制上の便宜を提供すべき根拠がなく、また、謝金等の支払が任意になされる性質のものか、それとも対価債務の履行としてなされるものかも税制適格の判断の基準である、との見解が示されました。

また判決は、ペットの死体の処理は、法的には廃棄物であり、ペットの葬儀、遺骨処理、死体引取り、法要等はそれぞれ請負業、倉庫業に該当し、塔婆、骨壺等の販売は販売業に該当すると認定しています。さらに、課税の実態のなかった既往の「針供養や人形供養、おみくじ等の頒布などの宗教的行為」も課税適格性を再検討されるべきと、争点以外の事例にも追い討ちをかけています。

早いもので、師走です。歳末商戦、賞与の支給、年末調整と関連源泉徴収事務、年賀状の準備、お歳暮等々、忙しい月です。早めに準備し、手際よく進めたいものです。今年も残すところわずかなったという頃を、「数え日」といいます。去り行く年を惜しむ思いと、新しい年への期待をこもこも感じさせる言葉です。

7日大雪、22日冬至。



経験は最良の教師である。
ただし授業料が高すぎる。

(英国の評論家
カーライル)

12月の税務メモ

(国 税)

(地方税)

- 11月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 18年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

12日

(翌年)
1月4日
本年最終
支払日まで
[地方条例
による]

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付(特例適用者は6か月分)
- 10月決算法人の確定申告
- 18年4月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。